

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和4年11月17日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**国民年金関係 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200291 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2200028 号

### 第1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

また、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 4 月から昭和 49 年 3 月まで

私は、昭和 46 年 3 月に大学を卒業し、その年の 6 月頃だったと思うが、しばらくしてから国民年金保険料（以下「保険料」という。）の納付書が送付されてきたので納付を開始した。昭和 48 年 4 月に結婚してからは、基本的に、妻が、夫婦二人分の保険料を納付していた。

その後、年金受給手続等の確認のため、A 社会保険事務所（当時）に出向いて記録を確認したところ、請求期間の納付記録がなかったことから、私は、大学卒業後の昭和 46 年 4 月以降の保険料を納付していたと抗議したが認められなかった。一方、結婚後は妻が二人分の保険料を納付していたのに、妻の保険料が納付済みで、私だけ未納ということはあり得ないと訴えたところ、A 社会保険事務所の職員より、当時の保険料額を納付すれば昭和 48 年度分は記録を訂正するとの話があった。私は納得がいかなかったが、とりあえず昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの保険料 7,650 円を納付し、同期間の記録訂正が行われた。

しかし、どうしても納得がいかず、調べたところ、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの間の領収証書が出てきた。このことで、日本年金機構に納付記録の調査を要求し、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間が重複納付になっている件についても問い合わせたが、「国民年金保険料重複納付の事実について確認できませんでした。」という回答であった。

調査の上、昭和 46 年 4 月から昭和 48 年 3 月までの期間の記録を保険料の納付済期間として訂正し、同年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間については保険料の重複納付期間であるので還付してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日及びその前後の被保険者の付加保険料納付状況に

より、昭和 46 年 12 月から昭和 47 年 2 月までの間に払い出されたと推認できることから、請求期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、請求者は、保険料の納付書が送付されてきたことから納付を開始したとし、加入手続の記憶はない旨陳述している。

当時の取扱については、国民年金被保険者資格取得届を提出しない国民年金の適用対象者に対し、国民年金手帳を作成し、交付することとした通知（昭和 40 年 3 月 30 日府保険発第 15 号都道府県民生主管部（局）長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長通知「国民年金被保険者の適用について」）が発出されており、昭和 46 年 12 月 1 日付け B 市広報によると、同市は、同年 10 月に国民年金の強制加入被保険者と推認できる者に対し加入勧奨の通知を送付し、同封したはがきによる返信を求めていたことから、適用漏れ者への適用対策が行われたと考えられる。

これらのことから、請求者に対し、上記適用対策が行われた可能性が考えられ、加入手続の記憶はないが、保険料の納付書が送付されてきたとする請求者の主張は不自然ではない。

2 請求者は、B 市役所又は C 銀行 D 支店で保険料を納付していたと回答している。

B 市国民年金担当課が作成した「国民年金かけ金の納付方法がかわります」によると、B 市は、昭和 46 年 4 月以降、保険料を納付書方式により収納していたこと並びに納付場所は銀行、信用金庫、郵便局、市役所及び出張所であったことが確認できる。

また、E 銀行 F 支店は、請求期間当時、G 駅前に C 銀行 D 支店（昭和 \* 年 \* 月 \* 日、合併により H 銀行 I 支店から名称変更）が開設されていた旨回答している。

3 請求者は、請求期間当初の保険料はたいした金額ではなく、1,300 円くらいであったと陳述しているところ、昭和 46 年度の保険料は一月 450 円であるほか、B 市における昭和 46 年当時の納付書は 3 か月単位であったことから、当時の納付額と概ね一致する。

4 オンライン記録、A 社会保険事務所長（当時）が社会保険庁長官（当時）宛てた時効後収納に関する調査結果票及び昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の領収証書によると、i) A 社会保険事務所が、請求者から、保険料が未納と記録されている期間については納付済みのはずである旨の申出を受けたこと、ii) 同事務所は、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間については納付記録漏れと判断したこと、iii) 時効により保険料の徴収権が消滅した後の平成 18 年 5 月 29 日に、同事務所が、請求者から同期間の保険料 7,650 円を収納したことにより、同期間は保険料の納付済期間として記録が訂正されたことが確認できる。

一方、請求者は、昭和 49 年 2 月 8 日の領収日付印が押された昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る領収証書を後に提出しており、同領収証書から、同期間については、請求期間当時に保険料が納付されていたことが確認でき、行政機関の記録管理が適切ではなかったと認められる。

これらのことから、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間については重複して保険料が納付されたことが確認できるものの、オンライン記録によると、保険料が還付された記録はない。

5 請求期間のうち、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間について、保険料を納付して

いたとする請求者の妻に係る国民年金番号は、その前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和 48 年 12 月頃に払い出されたと推認できる。

また、請求者から、自身の領収証書（昭和 49 年 1 月から昭和 50 年 3 月までの分）及び請求者の妻の領収証書（昭和 48 年 4 月から昭和 50 年 3 月までの分）が提出されており、妻は、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の自身の保険料を同年 2 月 8 日に納付していることが確認でき、請求者に係る昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料の納付日と同日であることが確認できる。

さらに、昭和 49 年 7 月から昭和 50 年 3 月までの期間についても、夫婦同日に保険料を納付していることが確認できることから、婚姻後は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたとする請求者及び請求者の妻の陳述は、事実と概ね符合する。

なお、請求者は、大学を卒業後は、父親が経営する J で K 業務をしながら L 職としても勤務していたとしており、請求期間を通して転居等もなく、昭和 48 年 4 月に婚姻したことを除けば生活状況に変化があった事情はうかがえない。

加えて、請求者には、国民年金に加入後、請求期間を除いて保険料の未納期間はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることが確認できるほか、請求者の妻も、婚姻後は国民年金被保険者期間の保険料を全て納付しており、請求者及び妻の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

- 6 これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間当時に昭和 46 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められ、昭和 48 年 4 月から昭和 49 年 3 月までの期間については保険料を重複して納付したと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200368 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200094 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 9 月 25 日の標準賞与額を 139 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 9 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 9 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 9 月 25 日

A 社に勤務している期間のうち、請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求期間に係る平成 25 年分給料台帳合計表により、請求者は、同社から当該期間に 139 万 9,748 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 9 月 25 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 4 年 1 月 14 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 9 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。